

平成十四年八月三十日受領
答弁第一五三号

内閣衆質一五四第一五三号

平成十四年八月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員金子哲夫君提出教育委員会主催の政治的内容をもつ行事を学校の授業として行うことが教育基本法に違反する疑いがあることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金子哲夫君提出教育委員会主催の政治的内容をもつ行事を学校の授業として行うことが教育基本法に違反する疑いがあることに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第八条第二項においては、法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならないとしているところ、ある事案がこれに抵触するか否か又は学習指導要領の趣旨に沿った授業といえるか否かについては、当該事案の具体的内容、学校の教育計画との関連その他の実情を総合的に勘案して判断されるべきものであるから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。